

ローカル10,000 プロジェクト等について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

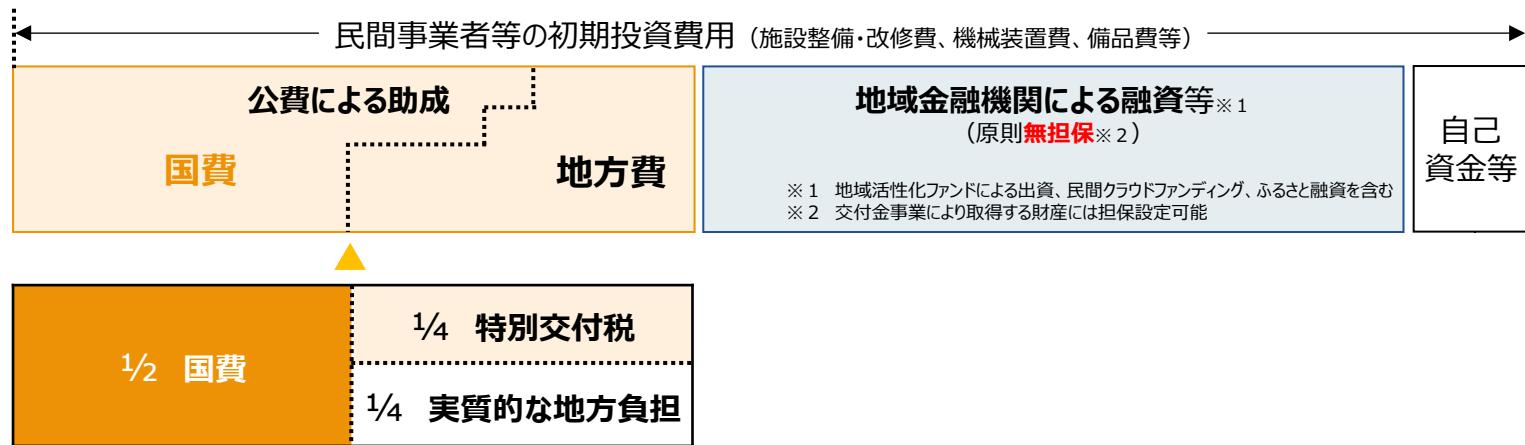
ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

R8当初予算額案 6.7億円
R7補正予算額 21.2億円
(R7当初予算額 6.2億円)



- 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規立ち上げを支援
- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



助成上限額（自治体→事業者）R8拡充

融資／公費	公費による助成上限額
4倍～	5,500万円
3倍～	5,000万円
2倍～	4,000万円
1倍～	3,000万円

交付率（国→自治体）

- ・原則、公費の1/2
- ・条件不利地域（1,113団体）のうち、
財政力0.25～0.5 2/3
財政力0.25未満 3/4
- ・重点支援分野 3/4
(地域脱炭素、若者・女性活躍)

POINT

- 交付金の申請主体は自治体（都道府県・市区町村※）
- 申請は随时受付
(問合せ専用ダイヤルを設置)
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,500万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能

※創業支援等事業計画の作成が必要
(R7.12月時点で1,555市区町村が作成済)

ローカル10,000プロジェクト 事例

岩手県久慈市

木質バイオマスを活用した
しいたけ栽培



島根県松江市

古民家を活用した飲食事業



山梨県都留市

織物業再興のための新商品開発



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



長野県佐久市

地元産米を活用した
酒づくり



鹿児島県長島町

地元産茶を活用した
ブリの養殖



ローカル10,000プロジェクト

令和8年度制度改正について（公費助成の上限額等の見直し）

- 公費（国費+地方費）による助成の上限額を増（原則2,500万円→3,000万円）
- 「融資／公費」比率に応じた上限額のかさ上げ措置について、より大きな融資を引き出して地域経済循環を一層推進するため、「融資／公費」比率と公費助成の上限額を見直し（最高5,000万円→5,500万円）
- 国費の交付率がかさ上げ（原則1/2→3/4）となる「重点支援分野」は、「地域脱炭素」、「若者・女性活躍」
- 本制度改正は、令和8年4月1日以降の交付申請※1事業から適用※2

※1 事業実施計画書の審査後、交付要綱に基づいて行う申請

※2 既に融資額の調整・自治体の予算化が進んでいる案件を考慮し、**令和7年度中に所定の事業実施計画書が総務省に提出された場合**には、交付申請が令和8年度となっても、**従前の上限額を適用**（「融資／公費」比率1.5倍～3倍の区分）することが可能

公費（国費+地方費）による助成

地域金融機関による融資等
(原則、無担保融資)

自己資金等

(現行)

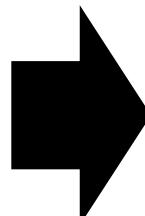
融資／公費	公費助成の 上限額
2倍～	5,000 万円 <small>↑ 上限額 のかさ 上げ</small>
1.5倍～	3,500 万円
1倍～	2,500 万円

(改正後)

融資／公費	公費助成の 上限額
4倍～	5,500 万円 <small>↑ 上限額 のかさ 上げ</small>
3倍～	5,000 万円
2倍～	4,000 万円
1倍～	3,000 万円

「融資／公費」比率と
公費助成の上限額を見直し
最高5,000万円→5,500万円

公費助成の上限額を増
原則2,500万円→3,000万円



ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

- スタートアップ育成 5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- 自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅な案件の掘り起しが実現

(予算額) R6当初6.0億 ⇒ R6補正20.6億 + R7当初6.2億 ⇒ R7補正20.7億円 + R8当初案6.6億 ※交付金分

- 地域内のニーズに対応するため、当初予算で計上している自治体の例

兵庫県：R7予算2千万円（1,000万円×2件）、徳島県：R7予算5,000万円（2,500万円×2件）、
香川県小豆島町：R7予算8,500万円（3,500万円×1件+2,500万円×2件）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (~R8.1月)
採択事業数	30	15	17	15	23	<u>82</u>	<u>102</u> (過去最高)
交付決定額 (億円)	5.2	2.3	2.4	2.5	2.9	12.1	14.4

ローカル10,000プロジェクト 事業効果

◎事業化した455事業（令和6年7月31日時点）の実績

- ・継続事業の割合 95%、5年経過時点の継続事業の割合 97%

（参考）創業後5年経過時点の企業生存率 81%（中小企業白書2023）

⇒地方自治体、地域金融機関の伴走支援により高い継続率を確保

◎継続している429事業（令和6年7月31日時点）の実績

- ・黒字事業の割合 55%、5年経過事業（364事業）の黒字事業の割合 59%

（参考）黒字企業割合 39%（国税庁 令和5年度分会社標本調査）

- ・3,296人（1事業あたり8人）の雇用創出

⇒優良な雇用の場を創出

- ・事業実績額 353億円（公費交付額 124億円、融資額 176億円、自己資金等 53億円）

⇒公費交付額（124億円）により、地域金融機関からの無担保融資（176億円）が誘発され、
地域における資金循環に寄与（投資効果※は2.4倍） ※（融資額+公費）／公費

ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数

R8年1月時点

		団体内訳							件数						件数																					
									都道府県	市町村	合計	採択団体					都道府県	市町村	合計	採択団体																
1	北海道	道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	1	37	38	30					滋賀県	県①	米原市②	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	17	18	12								
		函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村					竜王町	栗東市	愛莊町	甲賀市②		多賀町																		
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帶広市	積丹町③					福知山市③	南丹市	京丹後市⑧	舞鶴市	亀岡市										5									
		鶴居村	長沼町②	弟子屈町	留萌市	中富良野町	当別町	美瑛町					大東市	能勢町	田尻町	枚方市	河内長野市	東大阪市									6									
		増毛町②	美深町										県⑩	豊岡市⑯	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市②	多可町②	兵庫県	淡路市④	香美町③	丹波市③	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市②	10	57	67	19					
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市③	五所川原市	深浦町	六ヶ所村	つがる市	19	19	19	11	19	19	19	19	19	19																		
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市②					加西市	神河町②	新温泉町②	丹波篠山市	洲本市																			
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町	川崎町	角田市②							6	6	6	5																				
5	秋田県	県⑪	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	11	8	19	7	11	8	19	7																				
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市					21	21	21	14																				
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市	新地町	玉川村	只見町	会津坂下町	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9																		
8	茨城県	笠間市②	桜川市	つくば市	土浦市②	稲敷市	大子町						8	8	8	6																				
9	栃木県	県②	茂木町										2	1	3	2																				
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③	みなかみ町				6	6	6	4	6	6	6	6	6	6																		
11	埼玉県	東松山市	秩父市③	三芳町	川越市	行田市	川島町						8	8	8	6																				
12	千葉県	大多喜町②	御宿町	香取市	市原市②	白子町	旭市	匝瑳市	11	11	11	9	11	11	11	11	11	11																		
13	東京都	町田市②											2	2	2	1																				
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市	相模原市				1	5	6	4	6	6	6	6	6	6																		
15	新潟県	県①	三条市	五泉市	津南町②	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市⑤		20	21	21	11	21	21	21	21	21	21																	
16	富山県	魚津市	南砺市②	射水市									4	4	4	3																				
17	石川県	輪島市②	能登町										3	3	3	2																				
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市②	勝山市	美浜町		3	12	15	9	15	15	15	15	15	15																	
19	山梨県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市	大月市②	小菅村	山梨市					8	8	8	7																				
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市②	下條村	東御市	佐久市⑥		2	23	25	14	23	25	25	25	25	25																	
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市					1	21	22	16																				
22	静岡県	静岡市②	浜松市	焼津市									4	4	4	3																				
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市	設楽町	田原市	犬山市					8	8	8	7																				
24	三重県	鳥羽市	多気町②	いなべ市	伊勢市④				8				8	8	4																					
		計																	69	593	662	390					6									

ローカル10,000プロジェクト 連携金融機関の状況

R8年1月時点

※地方銀行、第2地方銀行については全行を表示しており、該当がある場合色塗りし、右欄に件数を表示している（本部所在地から圏域を越えて融資している場合あり）。

※複数の金融機関等が協調して融資する場合もあることから、該当件数と交付決定事業数は必ずしも一致しない。

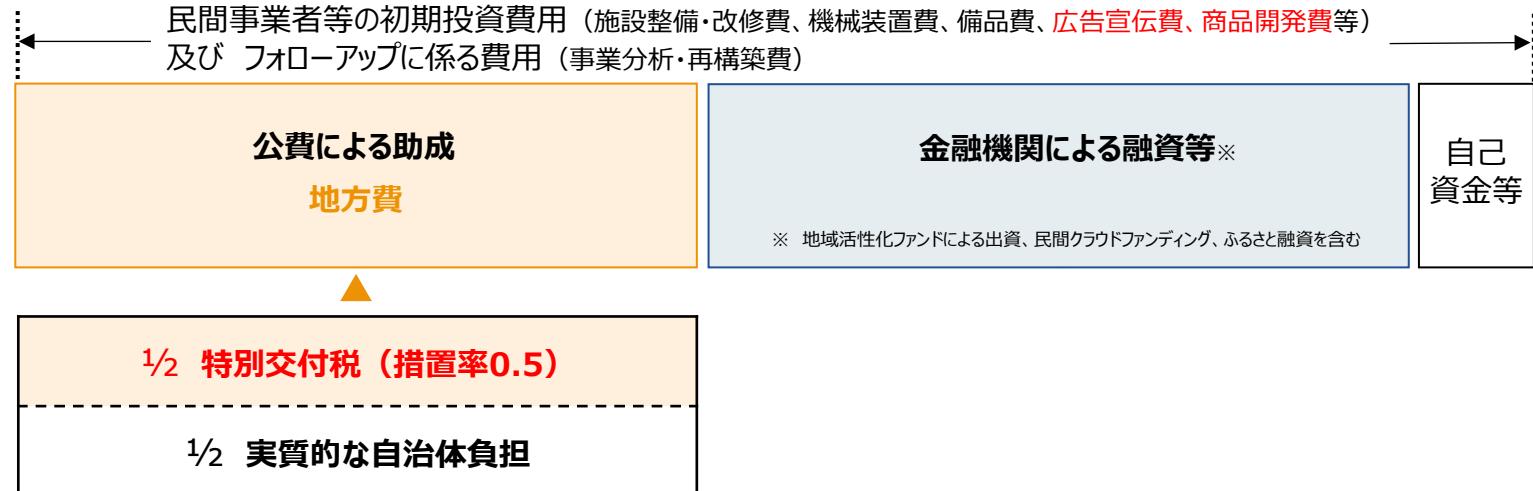
※銀行数（61行+36行）、信金数（254金庫）は、令和7年3月時点。オレンジ着色は、令和7年度採択事業。



ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

- ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる、市町村が単独で実施する地域密着型事業の立ち上げを支援
- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③金融機関による融資等 ④新規性（新規事業）
の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象
※国庫補助事業と異なり、①～④の要件を満たせば、自治体が自由に制度設計可能

事業スキーム



助成上限額（自治体→事業者）

融資／公費	公費による助成上限額
1倍～	1,500万円
0.5倍～	800万円
0.5倍未満	200万円

POINT

- 国庫補助事業と比べ、以下の要件が緩和されており、市町村の裁量でより柔軟な創業支援が可能
 - ・モデル性は問わない
 - ・融資額が公費による助成額未満でも対象
 - ・金融機関からの担保付き融資も可
 - ・ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費等）も対象

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例①：和歌山県紀の川市

【具体的内容①】

自治体名

- 和歌山県紀の川市

自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：14,502千円
- 融資等： 4,500千円（紀陽銀行）
10,000千円（日本政策金融公庫）
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費

審査の方法

- 紀の川市単独地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱に基づき設置した審査会で審査。

＜自治体の声＞

- ・当市は農産物の生産が盛んな地域であるが加工事業者が少ないことが課題であったため、市独自の補助金の創設を検討していたところ、令和6年度にローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）が創設され、補助金創設を後押しされた。
- ・単独事業は国庫補助事業と異なり、特に融資に係る担保制限が緩和されているため、融資を受けやすい点で申請者にとってチャレンジしやすいと感じた。

＜事業者の声＞

- ・販売している和菓子の原料が県外や海外産のものがほとんどであり、また、水田の原風景が耕作放棄地に移り変わっていくことへの危機感から製造分野への進出を考えていたところ、市から本制度の案内がありチャレンジした。
- ・小さい事業費でも活用でき、金融機関からの融資も受けやすい点がメリットだと感じた。

事業名

- 紀の川市産米を活用した紀の川団子の創出とサプライチェーン構築事業

取組内容

- 紀の川市は県内有数の米産地であるが、市内に加工事業者が少なく、市産米は加工されずに流通しており、地域経済への波及効果が限定的。
- 新たに市産うるち米を原料とするBtoB商品及びBtoC商品である「紀の川団子」を創出し、市産米の高付加価値化を図り、地域活性化を目指す。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例②：愛媛県久万高原町

【具体的な内容②】

自治体名

- 愛媛県久万高原町

自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：4,000千円
- 融資等：2,500千円（伊予銀行）
- 初期投資内容：施設整備費

審査の方法

- 久万高原町地域経済循環創造事業（地方単独事業）補助金交付要綱に基づき設置した審査会で審査。

＜自治体の声＞

- ・事業者から本制度を活用したいと町へ相談があったことがきっかけとなった。
- ・事業の妥当性や継続性について、町審査会による審査だけでなく、融資の際に金融機関においても事前に審査されることが安心材料となった。

＜事業者の声＞

- ・これまで当町で生活してきた中で、高齢化や若者の流出に危惧していた。本事業は、近年のキャンプやジビエへの需要を活かした町の課題解決につながるものと考えている。
- ・地域金融機関と町の支援を受けることができ、財政面に加え、各審査を通過した事業であるという認知を得られることはメリットである。

事業名

- 別荘地を活用した地域の拠点形成事業

取組内容

- 地域課題である獣害を逆手に取り、新たにジビエと高原野菜を楽しめる飲食店やアウトドア施設を整備することで空き家が目立つ別荘地の再利用と町の認知度向上を図るとともに、地域の魅力を発信することで移住・定住者の増加を目指す。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例①：和歌山県紀の川市

○紀の川市単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和7年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け總行政第29号總務大臣通知。以下「総務省要綱」という。)に基づき、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対して交付する紀の川市単独地域経済循環創造事業補助金(以下「補助金」という。)について、紀の川市補助金等交付規則(平成17年紀の川市規則第41号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

①地域密着型 (地域資源の活用)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 実施に当たり1人以上の新規常用雇用者を紀の川市に住所を有する者から雇用することを計画していること。
- (2) 地域の資源を活用した地域密着型の事業であること。
- (3) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (4) 地域において新規性のある事業であること。
- (5) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金を活用する事業であること。

④新規性 (新規事業)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する民間事業者等(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 市内に本社本店の登記若しくは中核的な役割を担う事業所を有し、又は設置を計画している者であること。
- (2) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っていない者

②地域課題への対応 (公共的な課題の解決)

③融資等

審査等

(審査会)

- 第7条 市長は、補助事業の審査に当たって、審査会を設置する。
- 2 審査会は、必要に応じて申請した団体に説明を求めることができる。
 - 3 審査会は、非公開とする。
 - 4 審査会は、補助事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例②：愛媛県久万高原町

○久万高原町地域経済循環創造事業(地方単独事業)補助金交付要綱

令和6年11月11日

告示第78号

(目的)

第1条 この告示は、地域資源を活用した先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環の創造を図ることを目的として、久万高原町地域経済循環創造事業(地方単独事業)補助金(以下「補助金」という。)を、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、久万高原町補助金交付規則(平成16年久万高原町規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次条に規定する事業を本町内で実施する団体又は連合体(以下「団体等」という。)とする。

(事業内容)

第3条 次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、団体等が、初期投資を行う事業(以下「補助事業」という。)に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応となること。
- (3) 団体等にとって高い新規性があること。
- (4) 団体等が地域金融機関から融資、地域活性化ファンドによる出資又はクラウドファンディングによる資金の活用を行うこと。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による交付申請を受けたときは、久万高原町地域経済循環創造事業(地方単独事業)審査会の審査を経たうえで交付決定を行い、久万高原町地域経済循環創造事業(地方単独事業)補助金交付決定指令書(様式第2号)により団体等に通知するものとする。

審査等

①地域密着型
(地域資源の活用)

②地域課題への対応
(公共的な課題の解決)

④新規性
(新規事業)

③融資等



ローカルスタートアップ支援制度 [事業の企画～立ち上げまで各段階での財政措置]



- 地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業（**ローカルスタートアップ**）を支援
- **事業の企画・立ち上げ準備・事業立ち上げの各段階**において、交付金による支援及び特別交付税措置を実施

※ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の作成が必要（認定件数1,555市区町村（R7.12月時点））

支援制度の内容

① 事業の企画

特別交付税 (措置率0.8・財政力補正あり)

- ・創業支援等事業計画の作成
- ・創業塾、創業セミナー、研修
- ・ビジネスコンテスト
- ・創業コーディネーターの設置

② 立ち上げ準備

特別交付税 (措置率0.8・財政力補正あり)

- ・地域脱炭素等に係る調査分析
- ・地域資源の調査分析
- ・ビジネスモデル調査分析
- ・法人設立等に係る経費
- ・オフィスの賃貸料、
インキュベーション施設

③ 事業立ち上げ

交付金（交付率1/2～3/4）

- ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）
※モデル性を有するもの

特別交付税（措置率0.5・財政力補正あり）

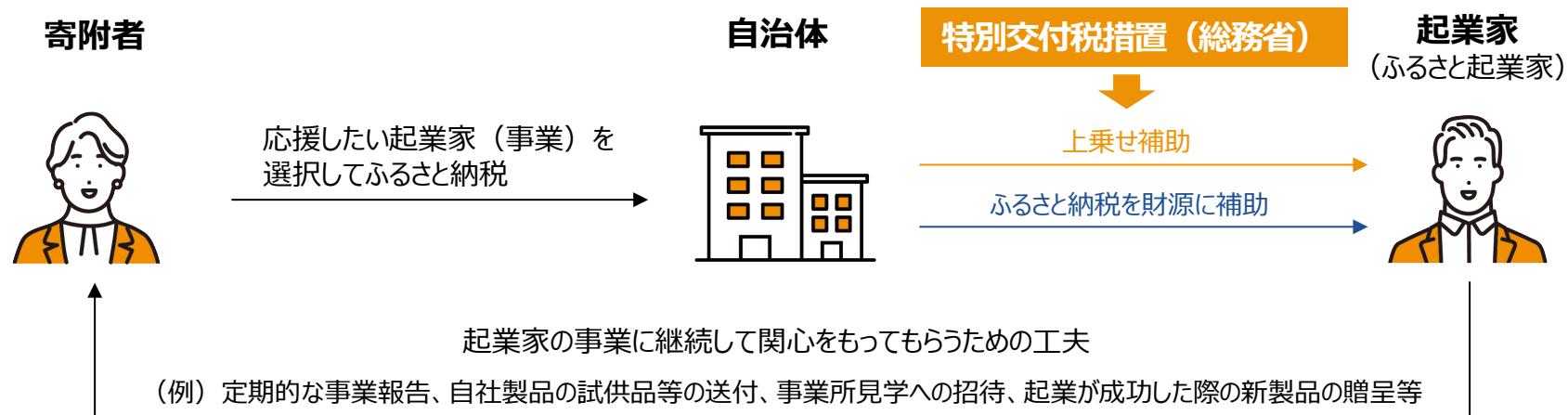
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品、商品開発費、広告宣伝費等）
※モデル性は問わない
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した事業に対する、フォローアップ、事業分析・再構築に係る経費



ふるさと起業家支援プロジェクト

- 自治体が、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し初期投資費用を補助する場合の、**上乗せ補助部分等**に対し特別交付税措置
- ふるさと納税の仕組みを活用して地域外から資金調達し、地域の起業支援を促すことにより、地域経済循環を創出

事業スキーム



財政措置

- 都道府県・市町村を対象に、以下の経費について
特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）により支援
 - ・起業家への上乗せ補助に要する経費
(起業家の事業立ち上げの初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費）に対する補助)
※特別交付税の対象額は、事業ごとに、ふるさと納税を財源に補助する金額又は2,500万円のいざれか少ない額を上限とする
 - ・起業家から提案される事業の審査等に要する経費

POINT

- ふるさと納税を財源に起業家へ補助
- 併せて、起業家へ上乗せ補助を行う場合には、
特別交付税措置により支援

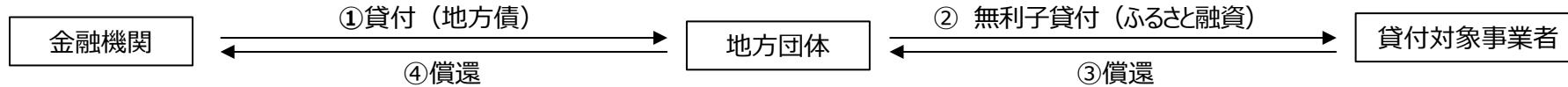
ふるさと融資（地域総合整備資金貸付事業）

- 地方公共団体が、民間金融機関等と共に、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度

対象事業（①かつ②）

- ① 地域振興に資する事業であって、公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの
- ② 新たな雇用を確保する事業（都道府県・政令市は5人以上、その他市町村は1人以上）

スキーム



融資比率・限度額 R8拡充

（単位：億円）

区分		通常の地域	過疎地域（みなし過疎地域含む）、離島地域、特別豪雪地帯	定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域	脱炭素に係る事業
都道府県・指定都市	融資比率	50%	60%	60%(50%)*	60%
	融資限度額	100	120	150(100)*	150
その他市町村	融資比率	50%	60%	60%	60%
	融資限度額	25	30	38	38

* 都道府県の定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額は、50%・100億円

* 融資限度額は、令和8年度改正内容を反映

ふるさと融資制度の改正について（地域総合整備資金貸付事業）

ふるさと融資制度(※)について、近年の資材価格の高騰等を踏まえ、令和8年度より、融資限度額の引き上げや償還期間の延長を行うこととする。制度改正の詳細は以下のとおり。（令和8年4月に地域総合整備資金貸付要綱を改正予定）

(※)地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度

① 融資限度額の引き上げ

近年の資材価格高騰等を踏まえ、通常の地域における融資限度額について、都道府県・指定都市は100億円、その他市町村は25億円に引き上げることとする。あわせて、融資限度額の特例が適用される場合においても、以下のとおり引き上げることとする。

(単位：億円)

	通常の地域		過疎地域 離島地域 特別豪雪地帯		定住自立圏・連携中枢都市圏 特定被災地方公共団体 脱炭素に係る事業	
	現行	R8融資限度額	現行	R8融資限度額	現行	R8融資限度額
都道府県 指定都市	80	100	96	120	120	150
その他市町村	20	25	24	30	30	38

② 儻還期間の延長

協調融資先である民間金融機関の償還期間との関係において、地方自治体がふるさと融資の償還期間を20年超とすることを希望する場合、ふるさと財団の総合的な調査・検討において妥当性を確認した上で、対象施設の耐用年数の範囲内において、20年超の償還期間を認めることとする。（償還期間の上限は30年以内）

③ 貸付対象となる事業実施期間の延長

工期が複数年度にわたる場合における貸付対象となる事業期間について、現行の4年以内から5年以内に延長することとする。

④ 特定被災地方公共団体における貸付額の特例の延長

令和7年度末を期限としている融資比率・融資限度額の特例について、福島県及び福島県内市町村については、第3期復興・創生期間である令和12年度までの5年間延長することとする。また、岩手県、宮城県の継続事業に対しては、経過措置を設けることとする。